

水質汚濁防止法施行規則第九条の二第一項第二号ただし書に規定する知事が定める排水の期間

（昭和五十五年六月十三日  
奈良県告示第二百十二号）

改正 平成十四年七月二十六日告示第二百二十号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第九条の二第一項第二号ただし書の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する排出水の汚濁負荷量の測定に係る排水の期間を別表の上欄に掲げる要件ごとに当該欄に掲げる排水の期間は、特定施設が新たに設置され、又は特定施設の構造等が変更された日から二月を超えない期間に限り適用するものとする。

二 の場 測に 定特 場定 所排 が出 数水	一 の場 測に 定特 場定 所排 が出 数水	一 の場 測に 定特 場定 所排 が出 数水	要件		排 水 の 期 間
			一 月	一 月	
			合に 係事 る業 場場	指 定 地 域 に あ る 場 所	日 平 均 四 排 水 量 が 一 百 リ ット ル 以 上 の 場 所
			業地 場場 係事 係事	未 指 定 の 場 所	日 平 均 二 排 水 量 が 一 百 リ ット ル 以 上 の 場 所
			場場 係事 係事	未 指 定 の 場 所	日 平 均 一 排 水 量 が 一 百 リ ット ル 以 上 の 場 所
			場場 係事 係事	未 指 定 の 場 所	日 平 均 五 排 水 量 が 一 百 リ ット ル 以 上 の 場 所

五	四	三	
水に 又係 はる 新特 た定 に排 設出 設更	認不 可置 能測 る能 場あ 合と とが	出め 水ら のれ 場な 合特 定と 排認	多 く 存 在 し て お る 汚 濁 負 荷 が 大 き い 場 所 に あ る 場 所
三日	七日	は水 一の 月の 外場 合排 合排 水水	生一 活年 場活 合排 水水
		は水 一の 月の 外場 合排 合排 水水	生一 活年 場活 合排 水水
		は水 一の 月の 外場 合排 合排 水水	生一 活年 場活 合排 水水
		は水 一の 月の 外場 合排 合排 水水	生一 活年 場活 合排 水水

八 め事をに水も前 ら情得照系の各 れがなら統の号 るあいしほに 場とて状か定 合と別や況`め 認なむ等排	七 場と認 合と認 めら れあ	六 合外のらが業該場く測以場指 のの特れ少場指合存定外に定 排定るなの中地おし所排 出排冷いと域けてが出 水出却とで域けるい数 の水水認も内るい多 場以等め量事当る多 の場以等め量事当る多	置 さ れ た 指 定 地 の 係
七日	七日	一月	
一四日	一四日	一月	/
一月	一月	二月	/
二月	二月	三月	/